					CHCHITI					=8	田木 4 †仝	·=◇±‱₽見≡田オ	5田、英二十	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											細木の	t会=⊘t纵月月+ビtā	一方(プロセフ	, +15+1番/
		1. 受診者への説明 (検診の際、あるいはそれに先立って受診者全 2. 検査の特度管理								1 検診機関調査用遵守状況 3 検休の取り扱い 4 システムとしての特度管理											1			検診機関指標に行った検診の				
	1		員に対して行う説明) 			2. 快量の相反自注				3. 検体の取り扱い					(6)	(7)	4. システムとしての精度管理							平成乙十長				
調査項目		(査の再検は不適切であること) を説明しましたか 便潜血検査陽性で要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること(便潜血検	(用となること)(2 であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併2 であること、また全大腸内視鏡検査の 精密検査の方法について説明しましたか(検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査(法の例外事項として認められています)(※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護)機関がその結果を共有することを説明しましたか(精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診・	(性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか4 診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽) 検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検	(ことを説明しましたか) 検診受診の継続(毎年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要である)	(6) 大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	(1) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	方法、カットオフ値の全てを明記した場合に〇と回答してください。(で委託元市区町村に報告していればよい)貴施設(もしくは医師会等)が仕様書にキット名、測定2 ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです。(仕様書以外でも何らかの形)法の場合は検出感度)を仕様書にすべて明記しましたか(とは自動分析装置法)、カットオフ値(定性便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性	す。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務める必要がありま3、※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がありまい。行いましたか 大腸がん検診マニュアル(2013年日本消化器がん検診学会刊行)に記載された方法に準拠して	(たか) 採便方法についてチラシやリーフレット(採便キットの説明書など)を用いて受診者に説明しまし	2 採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします)	3 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	(間、冷蔵保存しましたか) 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの	(5 検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか)	(多かった場合を除きます) 6 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に	(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	れば〇です。(※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも2週間以内に通知してい) にいましたか の結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内	(※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。2 告しましたかもしくは外注先が全て報告したことを確認したかがいがの結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報	い。	計した指標値を後から把握することも可です。(・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集4 ※・本調査では平成〔26〕年度のプロセス指標値について回答してください。(標値を把握しましたか)ででをです。では、一個でででででありませんが、一個ででででありませんが、一個でででありませんが、一個でででありませんが、「「「「「「「「」」」が、「「」「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「 「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」が、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」では、「	(村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか5 向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に	未実施項目数 導 目1	判定	(1) 大腸がん検診の要精検率(要精検者/全受診者)	2 大腸がん検診の精検受診率(要精検者中の精検受診者/要精検者)	3 大腸がん検診の大腸がん発見率(要精検者中の発見大腸がん患者/全受診者)	4 大腸がん検診の陽性反応適中度(要精検者中の発見大腸がん患者/要精検者)
秋田県の実施率・平	2均率	100%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	60%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	30%	90%	100%	100%	100%			6.76%	63.76%	0.18%	2.65%
秋田県総合保健事業団	(集団)	0	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	3	В	6.93%	79.26%	0.22%	3.12%
かづの厚生病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	1	В	5.30%	0.00%	0.00%	0.00%
能代厚生医療センター	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	1	В	6.75%	67.80%	0.17%	2.48%
	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Α				
北秋田市民病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	1	В	8.90%	69.40%	0.40%	5.00%
秋田厚生医療センター																												
由利組合総合病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	2	В	6.20%	68.70%	0.10%	2.70%
	(個別)	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	2	В				
平鹿総合病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	1	В	6.00%	76.60%	0.16%	2.70%
大曲厚生医療センター	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	В	6.40%	70.50%	0.17%	2.60%
雄勝中央病院	(集団)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	1	В	7.60%	77.80%	0.20%	2.60%